

地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通大臣宛て)

調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていない

負担金等交付額(1)(支出) 21億0903万円

調査実施地区の多数の筆において境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において

境界の確認が得られていないことを理由として認証請求が行われていない

負担金等交付額(2)(支出) 22億2496万円

(1)及び(2)の計(支出) 43億3399万円

1 地籍調査事業の概要等

(1) 地籍調査費負担金等の概要

国土交通省は、国土調査法等に基づき、地籍の明確化を図るなどのため、昭和26年度から、市町村等が行う地籍調査事業に要する経費を負担する都道府県に対して地籍調査費負担金を交付しており、また、社会資本整備と連携した効果的な地籍調査を重点的に支援することを目的として、平成28年度から、社会資本整備総合交付金(地籍調査費負担金と当該交付金を合わせて「負担金等」)を交付している。

(2) 地籍調査事業等の工程等

- ① 一筆ごとに、土地所有者等と現地立会して、境界等の調査により境界の確認を行う。
- ② 基準点を設置するなどして土地の境界を測量するとともに、一筆ごとの面積を測定する。そして、これら測量等の結果に基づいて地籍図原図及び地籍簿案(これらを「原図等案」)を作成する。
- ③ 原図等案について、作成した旨を公告し、一般の閲覧に供した上で調査上の誤り等を修正して、地籍図及び地籍簿(これらを「地籍図等」)を作成する。そして閲覧については、国土調査事業事務取扱要領によれば、市町村等は、土地所有者等に対して、閲覧を行う旨をあらかじめ通知するなど、調査成果の確認を得られるようにするための所要の措置を執ることとされている。市町村等は上記の①から③までの工程により地籍調査事業を実施した後、都道府県知事に地籍図等を送付した上で、認証請求を行っている。そして、取扱要領によれば、市町村等は、閲覧、都道府県知事への送付等の手続終了後は遅滞なく認証請求を行うよう努めることとされている。都道府県知事は、市町村等から送付された地籍図等を認証した場合には、当該地籍図等の写しを登記所へ送付することとなっており、登記所に送付された地籍図の写しは、原則として登記所において不動産登記法に規定する地図として備え付けられることとなり、将来の土地取引や用地取得の円滑化、災害時の復旧活動の迅速化等に資するものとなる。

(3) 地籍調査において境界の確認が得られていない場合等の取扱い

地籍調査作業規程準則等によれば、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの状態(以下「筆界未定」)の筆が生ずる場合には、当該部分を筆界未定とする地図を作成することとされており、また、境界の確認が得られない場合にも飽くまでも境界の確認に固執することは、事業の進捗を遅らせることになるので、相当の努力により得られた資料を基に速やかに処理することに努めることとされている。

また、「認証承認書類における補足事項について」等によると、認証されていない隣接する他の調査実施地区(以下「未認証隣接地区」)の調査で設置した基準点を使用して調査実施地区の基準点を設置して地籍調査を行った場合、遅滞なく認証請求を行うことができるよう、当該調査の成果に、未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められている。

2 本院の検査結果

26年度から30年度までの間に原図等案又は地籍図等が作成され、かつ、令和2年3月末時点で認証請求が行われていない16県の151市町村等において実施された地籍調査事業522事業(事業費計88億4333万円、負担金等交付額計44億3219万円)を対象として、国土交通本省及び6県37市町村において、^(注1)会計実地検査を行うとともに、^(注2)10県114市町村等について、実績報告書、地籍調査事業の実施状況に関する調書等の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 6県 神奈川、山梨、愛知、兵庫、山口、福岡各県

(注2) 10県 福島、富山、長野、岐阜、静岡、三重、徳島、高知、熊本、大分各県

(1) 調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていない事態

16県の104市町村等に係る271事業(事業費計41億9637万円、負担金等交付額計21億0903万円)については、調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていなかった。これらについて態様別に示すと次のとおりである。

ア 認証請求を行うための事務処理が遅れていることから認証請求が行われていないもの

14県の66市町村等は、169事業(事業費計25億9471万円、負担金等交付額計13億0820万円)において、地籍調査事業の実施により原図等案又は地籍図等を作成しているにもかかわらず、認証請求を行うための事務処理が遅れているため、認証請求を行っていなかった。そして、市町村等に対して、事務処理が遅れている理由を確認したところ、業務の引継ぎが不十分であることや地籍調査に関する経験が少ないことを理由にしているものが見受けられた。また、認証請求に係る書類の修正に時間を要していることや他の地区の地籍調査を実施していることを理由としているものも見受けられた。そこで、市町村等に対して、業務の引継ぎを十分に行ったり事務処理の方法を見直したりすることなどにより、認証請求に必要な事務処理を行い認証請求を行うことができないか改めて聴取したところ、可能であるとしていた。

イ 全ての土地所有者等が閲覧したことを確認できないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの

11県の30市町村は、59事業(事業費計9億5523万円、負担金等交付額計4億7761万円)において、一部の土地所有者等について、閲覧期間中に閲覧したことが確認できず、当該土地所有者等の閲覧を確認した後に認証請求を行うこととしていたことから、閲覧期間が経過し地籍図等が作成されているにもかかわらず、認証請求を行っていなかった。しかし、同省によると、取扱要領では、全ての土地所有者等が実際に閲覧することまで求めておらず、土地所有者等に対して閲覧できることを周知するよう求めているものであるとしている。

ウ 基準点を使用した未認証隣接地区の認証が行われないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの

13県の23市町村は、43事業(事業費計6億4643万円、負担金等交付額計3億2321万円)において、未認証隣接地区に設置されている基準点を使用して調査実施地区の基準点を設置したが、当該地区の認証請求を行う際に未認証隣接地区の成果が認証されていなかったことから、当該地区の認証請求を行うことができないとして、未認証隣接地区が認証された後に認証請求を行うこととしていたため、地籍図等を作成しているにもかかわらず、認証請求を行っていなかった。

(2) 調査実施地区の多数の筆において境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において境界の確認が得られていないことを理由として認証請求が行われていない事態

12県の73市町村は、233事業(事業費計44億5055万円、負担金等交付額計22億2496万円)において、原図等案又は地籍図等を作成しているにもかかわらず、調査実施地区内の一部に筆界未定の筆があったことから、これらの筆の境界の確認が得られた後に調査実施地区全体について認証請求を行うこととしていたため、調査実施地区全体について、認証請求を行っていなかった。この結果、境界の確認が得られている多数の筆(調査実施面積計109.27km²。全体の調査実施面積に対する割合93.5%)について、その成果が活用されていない状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、地籍調査事業の実施により作成された原図等案又は地籍図等について、所定の手続を経た上で遅滞なく認証請求が行われ、地図として登記所に備え付けられることにより有効に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 市町村等に対して、取扱要領では土地所有者等が実際に原図等案を閲覧したことを確認することまでは求めていないことについて明確に示すとともに、調査実施地区の成果に未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められていることや、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底すること

イ 地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めるとともに、市町村等に対して、地籍調査の目的及び重要性を踏まえて、原図等案を作成した場合は遅滞なく公告して閲覧に供することにより地籍図等を作成するとともに、地籍図等を作成した場合は上記の標準的な期間内に認証請求を行うことについて周知すること

ウ 市町村等における認証請求の状況を定期的に把握し、地籍図等が作成されているにもかかわらず認証請求が行われていない地籍調査事業について、市町村等に対して、ア及びイを考慮するなどして認証請求の可否を検討するとともに、ほとんどの筆が筆界未定になるなど認証請求を行うことが困難となっているなどのものを除いた認証請求が可能なものについては遅滞なく認証請求を行うよう技術的助言を行うこととすること